

守口市指定給水装置工事事業者の新規・更新時の申請方法について

守口市指定給水装置工事事業者の指定を受けようとする者（以下の「申請者」という。）は、下記の内容に留意のうえ、必要な書類を守口市水道局に提出してください。

〔1〕指定の要件

- ① 厚生労働大臣が交付する「給水装置工事主任技術者免状」の交付を受けている者がいること
- ② 次に定める機械器具を有すること
 - ア. 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具
 - イ. やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ. トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ. 水圧テストポンプ
- ③ 次のいずれにも該当しないこと
 - イ. 心身の故障により給水装置工事事業者の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ. この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ニ. 第25条の11第1項の規定によりの指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - ホ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ. 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

〔2〕指定の申請に必要な書類

- ① 指定給水装置工事事業者申請書（様式第1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 給水装置工事主任技術者選任届出書（様式3）
- ④ 機械器具調書（別表）
- ⑤ 法人にあっては定款及び登記簿の謄本【履歴事項全部証明書（コピー可）】
※定款の写しに原本と相違ない旨の表記、その証明日、会社名、代表者名を記載し、会社印を捺印
- ⑥ 個人にあっては住民票の写し
- ⑦ 厚生労働大臣が交付する「給水装置工事主任技術者免状」のコピー
- ⑧ 指定更新時確認書 ※更新時の手続きのみ必要（新規の手続きは不要）

〔3〕登録手数料

申請受付の際に10,000円を納金してください。

〔4〕申請書類の記入方法

様式第1、様式2及び別表の記入方法については、別紙「見本」を参照してください。

〔5〕申請書の受付

新規申請については、月曜日～金曜日の9時より17時30分まで、随時受付します。

更新申請については、別途ご案内します。

〔6〕受付・問い合わせ先

〒570-0008 守口市八雲北町3丁目37番31号 【守口市水道局お客さまセンター設備担当】
電話番号 06-6991-6771 FAX 06-6991-6790